

和歌山大学学術情報センターコンテンツ制作室スタジオ利用細則

制 定 平成30年4月1日

最終改正 令和5年4月6日

学術情報センター長裁定

(目的)

第1条 この細則は、和歌山大学学術情報センター利用規程第8条の規定に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）学術情報センター（以下「センター」という。）が設置するコンテンツ制作室スタジオ（以下「スタジオ」という。）及び同室で管理する機器類（以下「機器類」という。）の利用に関する必要事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則でいうスタジオとは、本学西5号館1階にあるコンテンツ制作室内の収録スペースとする。

(利用目的)

第3条 スタジオの利用は、本学における教育・研究活動、研修及び広報活動等を主な目的とする。また、スタジオの私的な利用は認めない。

(利用制限)

第4条 センターは、スタジオの適正な運営を維持するために、スタジオの利用を制限することができる。

(利用資格)

第5条 スタジオ及び機器類を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 本学教職員

(2) その他、センターが許可した者

学生の利用が必要な場合は、指導教員が立ち合うものとし、やむを得ず学生のみで利用する場合は、指導教員がその利用の責任を負う。

(利用時の遵守事項)

第6条 利用者は、スタジオ及び機器類を利用する際は、本細則に定められた事項及び学術情報センターネットワーク利用規程を遵守しなければならない。

(利用可能時間)

第7条 スタジオを利用することのできる時間は、別に定める。

(優先利用)

第8条 スタジオの利用は、正課授業を優先する。

(利用申請手続き等)

第9条 スタジオ及び機器類の利用申請手続き等は、次のとおりとする。申請の際は、利用目的を明記し、必然性が認められた場合のみ利用を許可する。

(1) 正課授業の場合(授業の準備を含む。)

ア 指導教員が利用申請フォームに所定事項を入力し、センターに申請する。

イ 申請は、利用日の前日までとする。

ウ 申請を取り消す場合は、早急にセンター窓口に申し出ることとする。

(2) 正課授業に伴う制作活動による利用の場合

ア 指導教員が(1)と同様の手続きを行う。

イ 申請の際は、利用者名簿を提出する。

(3) 研究活動、研修、広報活動等で利用する場合

(1)と同様の手続きを行う。

(スタジオ内での禁止事項)

第10条 スタジオ内では、次の行為を禁止する。

(1) 食事

(2) 濡れた雨具などの持ち込み

(3) スタジオ設備及び機器類に対する改変や破壊行為

(4) スタジオ設備及び機器類のスタジオ外への無断持ち出し

(5) 営利を目的とした行為

(6) その他スタジオの維持や本学の教育研究活動などに支障が生じる一切の行為

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によりスタジオ設備及び機器類を破損、故障、紛失した場合は、修理費用等の実費を弁償しなければならない。

(担当部署)

第12条 スタジオ及び機器類の運営管理は、センターにおいて行う。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、令和5年4月1日から適用する。